

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 防衛出動基本手当の支給に係る考慮事項の追加

防衛出動基本手当の支給に当たって、防衛出動に係る事態の特性を考慮することとすること。

(第十五条第三項関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。